

## 第三十六卷

### 〔第一段〕 詞書

月輪殿のおほせをかる、趣をもて、光親卿「たひく申入らるといへとも、 叡慮なを心よか」らす、しかるに、 上皇御夢想の御事「ありけるうへ、中山の相國頼實公嚴親の善知識」たりし因縁をわすれず、上人流刑の事を「なけきたまひて、念佛興行の事、さためて」佛意にそむかさらむか、門弟のあやまりを「もちて、とかを師範にをよほされ、罪科せら」る、事、冥鑒はかりかたきよし、しきりに「いさめ申給けれハ、をりしも取勝四天王院供養」に大赦を、こなハれけるに、その御沙汰ありて、同年十月廿五日改元承元<sub>元年</sub>十二月八日 勅免の 宣旨「をくたされけり、かの状云、」

太政官符 土左國司

流人藤井元彦

右、正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣隆衡「宣奉 勅、件の人は二月廿八日事につミして、かの」國に配流、しかるを、おもふところあるによりて、「ことにめしかへさしむ、但よろしく畿のほか」に居住して、洛中に往還する事なかるへし」者、

國よろしく承知して、宣によりて、これを「おこなへ、苻到奉行、」

承元と季十二月八日 左大史小槻宿祿」

權右中弁藤原朝臣」

勅免のよし、都鄙にきこへしかは、京都の「門弟は再會をよろこひ、邊鄙の土民ハ餘波を」をしむ、よろこひとなけきと、あひなかハにそ」侍りける、」

### 积文

光親卿、度々法然上人の赦免を申し入れる

最勝四天王院供養に大赦あり

勅免の宣旨

月輪殿の仰せ置かるる趣をもつて、光親卿度々申し入れらると雖も、  
猶快からず。然るに、上皇御夢想の御事ありける上、中山の相国(頼実公)、  
嚴親の善知識たりし因縁を忘れず、上人流刑の事を嘆き給いて、念仏興行の事、  
定めて仏意に背かざらむか、門弟の誤りをもつて科を師範に及ぼされ、罪科せら  
るる事、冥鑑計り難き由、頻りに諫め申し給いければ、折りしも最勝四天王院供  
養に大赦を行なわれけるに、その御沙汰ありて、同年(十月二十五日)改元、承  
元々年也)十二月八日、勅免の宣旨を下されけり。彼の状に云く、

「太政官符 土佐国司

流人藤井元彦

右、正三位行権中納言兼右衛門督藤原朝臣隆衡宜しく勅を奉るべし。件の人は、二月二十八日事に罪して、彼の国に配流、然るを、思う所あるにより、殊に召し返さしむ。但し、宜しく畿の内々に居住して、洛中に往還する事なかるべし者。国宜しく承知して、宣によりて、これを行なえ。符到らば奉行せよ。

承元々々年十二月八日

左大史小槻宿禰

権右中弁藤原朝臣

勅免の由、都鄙に聞こえしかば、京都の門弟は再会を喜び、辺鄙の土民は名残を惜しむ。喜びと嘆きと、相半ばにぞ侍りける。

### 〔第二段〕 詞書

上人 勅免にあつかり給て、國をいて、のほり」給ふに、攝津國押部といふ所に、しはし逗留」したまふ、老少男女をすゝめて、念佛門にいれ」給事、かすをしらさりけり、

恩免あり、撰津  
国押部に逗留

## 积文

上人勅免しやうにんしよくめんに与り給あずかたまいて、国くにを出いでて上のぼり給たまうに、撰津国押部せつつのくにおしべという所ところに、暫しばし逗留とうりゆうし給たまう。老少ろうしやうなんによ男女なんによを勧すすめて、念仏門ねんぶつもんに入いれ給たまう事こと、数かずを知らざりけり。

## 〔第三段〕 詞書

恩免ありといへとも、なを洛中の往還を「ゆるされざりしかは、攝津國勝尾寺に」しはらくすみたまふ、このてらは善仲「善筭の古跡、勝如上人往生の地なり、上人、西の」谷に草菴をむすひてすミ給けり、をり「ふし、恒例の引聲の念佛ありけるに、僧衆」の法服破壊してみくるしかりけれハ、弟子「法蓮房をもて、京都の檀那におほせられて、」装束十五具調して施入せらる、寺僧よろこひ「て、臨時に七日の念仏を勤行しけり、かの菴室」いまにあり、その室にいはは、おのつから異香「をかくことなとも侍とて、あゆミをはこふ」人おほくそ侍るなる、「

## 积文

撰津国勝尾寺に  
住む

恩免ありと雖いえども、猶洛中の往還を許されざりしかば、撰津國勝尾寺に暫く住み

引声念仏

僧衆の装束十五  
具、施入

給う。この寺は、善仲・善算の古跡、勝如上人往生の地なり。上人、西の谷に草庵を結びて住み給いけり。折節、恒例の引声の念仏ありけるに、僧衆の法服破壊して見苦しかりければ、弟子法蓮房をもつて、京都の檀那に仰せられて、装束十五具調じて施入せらる。寺僧喜びて、臨時に七日の念仏を勤行しけり。彼の庵室今に在り。その室に入れば、自から異香を嗅ぐ事等も待るとて、歩みを運ぶ人多くぞ待るなる。

#### 〔第四段〕 詞書

當寺に、一切經ましまさゝるよしをき、給て、「上人所持の一切經論一藏を、施入し給ければ、」住侶随喜悦豫して、老若七十餘人、はなをちらし、香をたき、幡をさゝけ、蓋をさしてむかへ」たてまつる、この經論開題供養のために、「聖覺法印を招請せられけれハ、貴命をうけ再會」をよろこひて、唱導をつとめられけり、かの表白云、「夫八万の法藏は、八万の衆類をみちひき、一實」真如ハ、一向專稱をあらハす、かの大聖世尊の自説」して、南無佛と唱へたまひし、その名をあらハ」さゝれとも、意ハ弥陀の名号なり、又、上宮太子の」誕生して、南無仏と唱たまひし、その躰をささ」さゝれとも、こゝろさしは極樂の教主なり、しか」るに、慈覺大師の念佛傳

燈ハ、經文をひきて、「寶池の波に和すれとも、劣機の行にあたハす、」諸師所立の念  
仏三昧ハ佛境を縁して、心地の「塵をはらへとも、下根のつとめにあたハす、恵心僧  
都」の要集には、三道をつくりて、一心のものハまよひぬへし、永觀律師の十因に  
ハ、十門をひらきて、「一篇にはつかす、空也上人の高聲念仏ハ、聞名の」益をあま  
ねくすれとも、名号の徳をあらハさす、「良忍上人の融通念佛ハ、神祇冥道をす、む  
れとも、」凡夫の、そみハうとし、爰我大師法主上人、行年「四十三より念仏門にい  
りて、あまねくす、め、」易行道をしめして、ひろくおしへたまふに、「天子のいつく  
しき、玉の冠を西にかたふけ、月卿の」かしこき、金の笏を東にた、しくす、皇后  
の「こひたる韋提夫人のあとを、ひ、傾城のことんなき」五百士女のをそをひをまな  
ふ、しかるあひた、とめるハ「おこりてもてあそひ、まつしきはなけきて」ともとす、  
農夫かすきをふむ、念佛をもて田うた」とし、織女かいとをひく、念仏をもてたてぬ  
きとす、「鈴をならす驛路にハ、念佛をとなへて鳥をとり、」ふなハたをた、く海上に  
は、念仏をとなへて魚をつる、雪「月花をみる人ハ、西楼に目をかけ、琴詩酒をもて  
あそふとも」からは、西の枝の梨子を、る、これミな弥陀をあかめさるをは「瑕瑾と  
し、珠数をくらさるをハ耻辱とす、こ、をもて花族英」才なりといへとも、念仏せさ  
るをハおとしめ、乞匄非人なりと」いへとも、念仏するをハもてなす、故に八功德水

の波のうへにハ、「念佛のはちす池にみち、三尊来迎の掌のうちには、「紫臺をさしをくひまなし、しかれハ、我<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>か念仏せ」さるハ、かの池の荒廢なり、我<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>か欣求せざるハ、その國の「衰弊なり、國のにきはひ、仏のたのしみ、念仏をもて」もと、し、人のねかひ、わか<sup>レ</sup>のそみ、念仏をもてさきとす、「仍、當座の愚昧、公請につかへてかへる夜ハ、念仏をとなへ」て枕とし、私宅をいて、わしる日ハ極樂を念して「車をはす、これ上人の教誡なり、過去の宿善に」あらずや、とて、鼻をかみ聲をむせひ、舌をまきて」と、こほるあひた、法主なミたをなかし、聴衆「そてをしほらすといふことなし、」

### 釈文

上人、一切経を  
施入

開題供養の為に  
聖覚法印を招請  
す  
表白

当寺に一切経ましまさざる由を聞き給いて、上人所持の一切経論一藏を、施入し給いければ、住侶随喜悦了して、老若七十余人、花を散らし香を焚き、幡を捧げ蓋を差して迎え奉る。この経論開題供養の為に聖覚法印を招請せられければ、貴命を受け、再会を喜びて、唱導を勤められけり。彼の表白に云く、「夫れ八万の法藏は、八万の衆類を導き、一実真如は、一向専称を表わす。彼の大聖世尊の自説して、南無仏と唱え給いし。その名を表わさざれども、意は弥

陀の名号なり。又、上宮太子の誕生して南無仏と唱え給いし、その体を兆さざれども、志は極楽の教主なり。然るに、慈覚大師の念仏伝灯は、経文を引きて宝池の波に和すれども、劣機の行に能わず。諸師所立の念仏三昧は、仏境を縁じて心地の塵を払えども、下根の勤めに能わず。恵心僧都の『要集』には、三篇を作りて一心の者は迷いぬべし。永観律師の『拾因』には、十門を開きて一篇には就かず。空也上人の高声念仏は、聞名の益を遍くすれども、名号の徳を表わさず。良忍上人の融通念仏は、神祇冥道を勧むれども、凡夫の望みは疎し。爰に我が大師法主上人、行年四十三より念仏門に入りて遍く勧め、易行道を示して広く教え給うに、天子の厳しき、玉の冠を西に傾け、月卿の賢き、金の笏を東に正しくす。皇后の乞いたる韋提夫人の跡を追ひ、傾城のこともなき五百土女の粧いを学ぶ。然る間、富めるは奢りて遊び、貧しきは嘆きて朋とす。農夫が鋤を踏む、念仏をもつて田歌とし、織女が糸を引く、念仏をもつて経緯とす。鈴を鳴らす駅路には、念仏を唱えて鳥を捕り、舷を敲く海上には、念仏を唱えて魚を釣る。雪月花を見る人は、西楼に目を掛け、琴詩酒を玩ぶ輩は、西の枝の梨子を折る。これ皆弥陀を崇めざるをば瑕瑾とし、数珠を繰らざるをば恥辱とす。ここをもつて花族英才なりと雖も、念仏せざるをば貶め、乞丐非人



なりと雖も、念仏するをば持て成す。故に八功德水の波の上には、念仏の蓮池に満ち、三尊来迎の掌の内には、紫台を差し置く隙なし。然れば、我等が念仏せざるは、彼の池の荒廢なり。我等が欣求せざるは、その国の衰弊なり。国の賑い仏の樂しみ、念仏をもつて本とし、人の願い我が望み、念仏をもつて先とす。仍つて、当座の愚昧、公請に仕えて帰る夜は、念仏を唱えて枕とし、私宅を出でて走る日は、極樂を念じて車を馳す。これ上人の教誡なり。過去の宿善にあらずや」とて、鼻を擽み声を噎び、舌を巻きて滞る間、法主涙を流し、聴衆袖を絞らずという事なし。

### 〔第五段〕 詞書

勝尾寺の隠居も、すてに四箇年になりぬ、花洛の往還、なをゆるされさりしに、「建曆元年夏のころ、上皇、八幡宮ニ御幸ありしとき、一人の倡妓横云、星災ニ親疎なく、只善人にくみす、王者の徳」失によりて、國土の治亂あり、われ、南海の邊邑に訪へき事ありて、日々に往反す、苦哉々、近代、君くらく、臣まかりて、政にこり人うれふ、王城の鎮守、百王の宗廟、連々に評定の事あり、天下逆亂し、率土荒廢せん、さためて後悔あらむ歎と、還御の後、近臣不奏申さく、「倡

妓か託宣、た、事にあらざらんか、おほ」よそ天ハ徳にかたす、仁よく邪を却く、「國土をおさむるはかりこと、徳政にハしか」す、天籟をしりそくる術、佛法に帰」するにあり、専修念佛停癡、法然房配流、「尤宥御計あるへきをやと、勅答あき」らかならざるに、同年七月のころ、上皇」御夢想の御事ましくき、蓮花王院」に御参ありけるに、衲衣着<sup>を</sup>せる高僧、ちか」つき参して、奏云、法然房ハ、故法皇ナ」らひに高倉の先帝の、円戒の御師範」也、徳、賢聖にひとしく、益、当今にあまね」し、君、大聖の権化をもて、還俗配流の罪」に處す、咎、五逆におなし、苦報おそれさら」むやと、この事おとろきおほしめされて、「藤中納言光親卿に、ひそかに御夢想の次」第を仰下さる、彼卿、おりをえて、ハやく」この上人の花洛の往還をゆるさるへき」むね、頻に 奏申けれハ、同十一月十七日、彼卿」の奉行として、花洛に還歸あるへきよし、「烏頭變毛の 宣下をかうふり給ぬ、則、」同廿日、上人歸洛し給けれハ、一山徳をし」たひ、満寺なこりをおしみて、万仞の霞よ」りいて、九重の雲にそをくりたてま」つりける、

其後、いくはくの歳月をへす、わつかに」十箇季の間に、承久の逆乱おこりて、天」下のみたれにをよひし、倡妓か託宣、いま思」あハせられ侍り、又、上人の左遷の時、門弟不歎」かなしみけれハ、源空か興する浄土の法門」は、濁世末代の出要なり、釋

尊に特留此經」のちかひふかく、諸佛に攝受護念のちから」おほきにましませハ、この法の引通ハ、人は」と、めむとすとも、法さらにと、まるへか」らす、但、いたむところハ、念佛守護の神」祇冥道、さためて無道の障難をとかめ」給ハんか、のちにならすおもひあハす」へし、との給ける事、かの託宣にたかハす、」まことに不思議にそ覚侍る、」

### 釈文

勝尾寺の隠居四箇年  
上皇、八幡宮に御幸

勝尾寺の隠居も既に四箇年になりぬ。花洛の往還猶許されざりしに、建暦元年夏の頃、上皇、八幡宮に御幸ありし時、一人の倡妓横して云く、「星災に親疎なく、只善人に与す。王者の徳失によりて国土の治乱あり。我南海の辺邑に訪うべき事ありて、日々に往反す。苦しきかな苦しきかな。近代、君暗く臣曲がりて、政濁り人憂う。王城の鎮守、百王の宗廟、連々に評定の事あり。天下逆乱し、率土荒廃せん。定めて後悔あらむか」と。還御の後、近臣等奏し申さく、「倡妓が託宣、徒事にあらざらんか。凡、妖は徳に勝たず、仁よく邪を却く。国土を治むる謀、徳政には如かず。妖孽を退くる術、仏法に帰するにあり。専修念仏停廢、法然房配流、尤も宥御の計らいあるべきをや」と。勅答明らか

倡妓の託宣

ならざるに、同年七月の頃、上皇御夢想の御事ましましき。蓮華王院に御参あ

りけるに、衲衣を着せる高僧、近付き参じて、奏して云く、「法然房は、故法皇

並びに高倉の先帝の円戒の御師範也。徳、賢聖に等しく、益、当今に遍し。君大

聖の権化をもつて還俗配流の罪に処す。咎五逆に同じ、苦報恐れざらむや」と。

この事驚き思し召されて、藤中納言光親卿に、密かに御夢想の次第を仰せ下さ

る。彼の卿、折を得て、早くこの上人の花洛の往還を許さるべき旨、頻りに奏

し申しければ、同十一月十七日、彼の卿の奉行として、花洛に還歸あるべき

由、烏頭変毛の宣下を被り給いぬ。則ち、同二十日、上人帰洛し給いければ、

一山徳を慕い、満寺名残を惜しみて、万仞の霞より出でて、九重の雲にぞ送り

奉りける。

承久の乱

其の後、幾許の歳月を経ず、僅かに十箇年の間に承久の逆乱起りて、天下の

乱れに及びし、倡妓が託宣、今思い合わせられ侍り。又、上人左遷の時、門弟

等歎き悲しみければ、「源空が興する浄土の法門は、濁世末代の出要なり。釈

尊に特留此経の誓い深く、諸仏に摂受護念の力大きにましますば、この法の弘

通は、人は留めむとすとも、法さらに留まるべからず。但し、痛む所は、念仏守

護の神祇冥道、定めて無道の障難を咎め給わんか。後に必ず思い合わすべし」

花洛往還

烏頭変毛の宣下

と宣のたまいける事こと、彼の託宣たくせんに違たがわず、真まことに不思議ふしぎにぞ覚えて侍まじる。

## 〔第六段〕 詞書

慈鎮和尚の御沙汰として、大谷の禪房に「居住せしめたまふ、むかし尺尊上天の雲より」くたり給しかは、人天大會まつ拝見たて「まつらむ事をあらそひき、いま、上人南海の」波をさかのほり給へは、道俗男女、さきに供養を「のへん事をいとなむ、群參のともから、その」夜のうちに一千餘人とさきこえき、幽閑の「地をしめ給といへとも、日と參詣の人連綿と」してたへさりけり、「

## 釈文

慈鎮和尚の沙汰にて大谷の禪房に居住  
慈鎮和尚の御沙汰として、大谷の禪房に居住せしめ給う。昔、釈尊上天の雲より下り給いしかば、人天大會まつ拝見奉らむ事を争いき。今、上人南海の波を廻り給へば、道俗・男女、先に供養を展べん事を営む。群參の輩、その夜の内に一千余人と聞こえき。幽閑の地を占め給うと雖も、日々參詣の人連綿として絶えざりけり。

〔奥書〕

三十六卷 析紙勞數廿六丁

四十八卷 繪傳

知恩院  
常住

## 第三十七卷

### 〔第一段〕 詞書

建曆二年正月二日より、上人、日来「不食の所勞増氣し給へり、すへてこの」三四年よりこのかたは、耳目朦昧に」して、色を見、聲をき、給事、ともに「分明ならず、しかるをいま、大漸の期」ちかつきて、二根明利なる事、むかし」にたかはす、みる人随喜し、不思議の」おもひをなす、二日以後ハ、更に餘言を」ましへす、ひとへに住生の事を談し、」高聲の念佛たへすして、睡眠の」時にも舌口とこしなへにうこく、同」三日、ある弟子、今度御住生は決定欵と」たつね申に、われ、もと極樂にありし」身なれば、さためてかへりゆくへしと」のたまふ、又、法蓮房申さく、古來の先徳」みなその遺跡あり、しかるにいま、精舎」一字も建立なし、御入滅の後、いつくを」もてか御遺跡とすへきやと、上人答給ハく、」あとを一廟にしむれハ、遺法あまね」からす、予か遺跡は、諸州に遍滿すへし、」ゆへいかむとなれば、念佛の興行ハ愚老」一期の勸化なり、されは、念仏を修せん」ところは、貴賤を論せず、海人漁人かとま」やまても、みなこれ予か遺跡なるへし」とそおほせられける、」

釈文

法然上人、正月二日より食事進まず

高声念仏絶えず、睡眠の時も舌口動く

三日、弟子の問にもと極樂に在りし身という

子が遺跡は諸州に遍満

念仏を修せん所は皆子が遺跡

建曆二年正月二日より、上人、日来不食の所勞増氣し給えり。すべてこの  
 三、四年よりこの方は、耳目蒙昧にして、色を見、声聞き給う事、共に分明な  
 らず。然るを今、大漸の期近付きて、二根明利なる事、昔に違わず。見る人随  
 喜し、不思議の思いを為す。二日以後は、更に余言を交えず。偏に往生の事を談  
 じ、高声の念仏絶えずして、睡眠の時にも舌口永久に動く。同三日、或る弟  
 子、「今度、御往生は決定歟」と尋ね申すに、「我、元極樂に在りし身なれば、  
 定めて帰りに行くべし」と宣う。又、法蓮房申さく、「古来の先徳、皆その遺跡あ  
 り。然るに今、精舎一宇も建立なし。御入滅の後、何処をもつてか御遺跡とす  
 べきや」と。上人答え給わく、「跡を一廟に占むれば、念仏の興行は愚老一期の勸化なり。さ  
 は、諸州に遍満すべし。故如何となれば、念仏の興行は愚老一期の勸化なり。さ  
 れば、念仏を修せん所は、貴賤を論せず、海人・漁人が苦屋までも、皆これ子が  
 遺跡なるべし」とぞ仰せられける。



〔第二段〕 詞書

十一日の辰時に、上人をき居給て、「高聲念佛し給、きく人みな涙を」なかつ、弟子ふにつけてのたまはく、高「聲に念仏すへし、弥陀佛のきたり」給へるなり、このミナをとなふれハ、一人」としても住生せずといふ事なしとて、「念佛の功德をほめ給事、あたかもむか」しのことし、観音勢至菩薩、聖衆「現してまします、おかみたてまつるや、と」の給へは、弟子ふおかミたてまつらすと「申、これをき、給て、いよく念仏すへ」しとす、め給、」

釈文

十一日辰時、身を起し高声念仏す  
じゅういちにち たつとき しょうにんお いたま こうしょうねんぶつ たま 聞く人皆涙を流す。  
十一日の辰時に、上人起き居給て高声念仏し給う。聞く人皆涙を流す。  
弟子等に告げて宣わく、「高声に念仏すべし。弥陀仏の来り給えるなり。この御名を唱うれば、一人としても往生せずという事なし」とて、念仏の功德を誉め給う事、恰も昔の如し。「観音・勢至菩薩、聖衆現じてまします。拝み奉るや」と宣えば、弟子等「拝み奉らず」と申す。これを聞き給いて、「愈々念仏すべし」と勧め給う。

上人、弥陀、観音・勢至等来現するを見、念仏を勧む

〔第三段〕 詞書

同日の巳時に、弟子ふ、三尺の弥陀の像を「むかへたてまつりて、病床のみきにたて」たてまつりて、この仏おかみしますやと」申に、上人ゆひにてそらをさして、この「ほとけのほかにもた仏まします、おか」むやいなや、とおほせられて、すなはちかた」りての給はく、おほよそこの十餘年」よりこのかた、念仏功つもりて、極樂の「莊嚴をよひ、佛井の真身をおかミたて」まつる事、つねの事なり、しかれとも、としころハ」秘していはす、いま最後のにのそめり、かるか」ゆへにしめすところなりと、また、弟子ふ「の御手に五色のいをつけて、とりまし」ませとす、め申せは、上人の給はく、かやう」の事ハ、これつねの人の儀式なり、わか身に」をきては、いまたかならずしもしからす」とて、ついにとり給はくす、」

釈文

同日おなじひの巳みのとぎ時に、弟子でし等とう、三尺さんじやくの弥陀みだの像ぞうを迎むかえ奉たてまつりて、病床びようしやうの右みぎに立たて奉たてまつりて、「この仏ほとけ拜ほとけおがみましますや」と申もうすに、上人しやうじん指ゆびにて空そらを指さして、「この仏ほとけの外ほかに又また仏ほとけまします。拜おがむや否いなや」と仰おほせられて、即すなわち語かたりて宣のたまわく、「凡おおよそこの十

同日巳時、弟子、  
病床に弥陀像を  
置く

この十余年来極樂莊嚴、仏菩薩の真身を拝み奉ることは常の事五色の糸をとることは、常の人のこと

余年よりこの方、念仏功積もりて、極樂の莊嚴及び仏菩薩の真身を拝み奉る事、常の事なり。然れども、年来は秘して言わず。今最後に臨めり。かるが故に示す所なり」と。又、弟子等、仏の御手に五色の糸を付けて、「取りまします」と勧め申せば、上人宣わく、「斯様の事は、これ常の人の儀式なり。我が身に於きては、未だ必ずしも然らず」とて、遂に取給わず。

#### 〔第四段〕 詞書

廿日の巳時に、坊のうへに紫雲そひく、「なかに円形の雲あり、その色五色に」して、畠繪の仏の圓光のごとし、路次往反」の人、處々にしてこれを見る、弟子不申」さく、このうへに紫雲あり、御往生のちか」つき給へるか、上人の給はく、あはれなる」かなや、わか往生ハ一切衆生のためなり、念仏」の信をとらしめむかために、瑞相現するなりと、「又、おなしき日の末の時にいたりて、空を見」あけて、目しはらくもましろきたまはさる事、「五六反はかりなり、看病の人とあやしみて、仏の」来給へるかとたつね申せハ、然なり、とこたえ給、又、「廿四日の午時に、紫雲おほきにたなひく、西山の水」の尾の峯に、すみやくともから十餘人、これを見て來」てつけ申、廣隆寺より下向しける禪尼も、途中」にしてこれを見て、たつねきたりて、このよし

を」申す、見聞の諸人、随喜せずといふ事なし、」

### 釈文

二十日、巳時、  
瑞相現す

我が往生は一切  
衆生の為なり、  
念仏の信を取ら  
しめんが為に瑞  
相現するなり  
同日未の時、仏  
の来現を見る  
二十四日午時、  
紫雲棚びく

二十日の巳時に、坊の上に紫雲聳く。中に円形の雲あり。その色五色にして、  
函絵の仏の円光の如し。路次往反の人、処々にしてこれを見る。弟子等申さく、  
「この上に紫雲あり。御往生の近付き給えるか」と。上人宣わく、「哀れなるか  
なや。我が往生は一切衆生の為なり。念仏の信を取らしめむが為に瑞相現するな  
り」と。又、同じき日の未の時に至りて、空を見上げて、目暫くも瞬ぎ給わざる  
事、五、六遍ばかりなり。看病の人々怪しみて、「仏の来り給えるか」と尋ね申  
せば、「然なり」と答へ給う。又、二十四日の午時に、紫雲大きに棚引く。西  
山の水の尾の峯に、炭焼く輩 十余人、これを見て来りて告げ申す。広隆寺よ  
り下向しける禪尼も、途中にしてこれを見て、訪ね来りてこの由を申す。見聞の  
諸人、随喜せずという事なし。

### 〔第五段〕 詞書

廿三日よりは、上人の御念佛、あるひハ」半時、あるひは一時、高聲念仏不退」なり、

廿四日の酉刻より、廿五日の巳時に「いたるまでは、高聲躰をせめて無間なり、」弟子五六人、かはるく助音するに、助音ハ窮唄すといへとも、老邁病悩の身をこたり給ハす、未曾有の事なり、群集」の道俗感涙をもよをさすといふ事」なし、廿五日の午刻よりは、念佛の御」こゑやうやくかすかにして、高聲は」ときくましはる、まさしく臨終に」のそミ給とき、慈覺大師の九條の」袈裟をかけ、頭北面西にして、光明遍」照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨の」文をとなへて、ねふるかことくして、息たへ」たまひぬ、音聲と、まりてのち、なを唇舌」をうこかし給事、十餘反はかりなり、」面色ことにあさやかに、形「形容多める」に似たり、建暦二年正月廿五日午の」正中なり、春秋八十にみち給、釋尊の」入滅におなし、壽筭のひとしきのみに」あらず、支干、又、ともに壬申なり、豈奇特」にあらすや、恵燈すてにきへ、仏日また」没しぬ、貴賤の哀陽する事、考妣を」喪するかことし、」

### 釈文

二十四日酉の刻より翌日巳時まで高声念仏間断なし  
弟子、助音す

二十三日よりは、上人の御念仏、或は半時、或は一時、高声念仏不退なり。  
二十四日の酉刻より、二十五日の巳時に至るまでは、高声体を責めて無間なり。  
弟子五、六人、代わる代わる助音するに、助音は窮屈すと雖も、老邁病悩

二十五日午刻より念仏微かに、時々高声となる慈覚大師の九条袈裟を掛く  
午の正中、眠るが如く示寂さる

釈尊入滅に同じ

の身怠り給わず。未曾有の事なり。群集の道俗、感涙を催さずという事なし。二  
十五日の午刻よりは、念仏の御声漸く微かにして、高声は時々交わる。正しく  
臨終に臨み給う時、慈覚大師の九条の袈裟を掛け、頭北面西にして、「光明遍照  
十方世界、念仏衆生、攝取不捨」の文を唱えて、眠るが如くして息絶え給いぬ。  
音声止まりて後、猶唇舌を動かし給う事、十余遍ばかりなり。面色殊に鮮やか  
に、形容笑めるに似たり。建曆二年正月二十五日の午の正中なり。春秋  
八十に満ち給う。釈尊の入滅に同じ。寿算の等しきのみならず、干支又、共  
に壬申なり。豈奇特にあらずや。恵灯既に消え、仏日又没しぬ。貴賤の哀傷す  
る事、考妣を喪するが如し。

### 〔第六段〕 詞書

武蔵國の御家人、乘原左衛門入道不知實名と申けるもの、上人の化導をつたへ「きゝて、  
吉水の御房へたつねまいりて、」念佛往生の道を、しへられたてまつり「てのちは、  
但信稱名の行者となりにけれハ、」歸國のおもひをやめ、祇園の西の大門の北」のつ  
らに居をしめて、つねに上人の「禪室に參して、不審を決し、念佛をこ」たりなかり  
けるか、無始よりこのかた、常没」流轉して、出離その期をしらぬ身の、忽に」他力

に乗して往生をとけ、なかく生死」のきつなをきらむ事、ひとへにこれ上人」御教誡のゆへなりとて、報恩のために、「真影をうつしと、めたてまつりけり、その」こ、ろさしを感じて、上人みつからこれ」を開眼したまふ、上人御往生の後には、「ひとへに生身のおもひをなして、朝夕に」歸依渴仰す、かの入道ついに種々の「奇瑞をあらはし、往生の素懐をとけに」けり、年来同宿の尼、本國へかへり」くたるとき、件の真影を知恩院へ」送たてまつる、當時、御影堂におハし」ます木像これなり、」

### 釈文

武蔵国の御家人  
桑原左衛門入道  
上人の教化を受  
く  
但信称名の行者

上人報恩の為に  
真影を写し留め  
る

武蔵国の御家人、桑原左衛門入道（実名を知らず）と申しける者、上人の化  
導を伝え聞きて、吉水の御房へ訪ね参りて、念仏往生の道を教えられ奉りて後  
は、但信称名の行者となりければ、帰国の思いを止め、祇園の西の大門の北  
の頬に居を占めて、常に上人の禪室に参じて不審を決し、念仏怠りなかりける  
が、無始よりこの方、常没流転して、出離その期を知らぬ身の、忽ちに他方に  
乗じて往生を遂げ、永く生死の絆を切らむ事、偏にこれ上人御教誡の故なり  
とて、報恩の為に真影を写し留め奉りけり。その志を感じて、上人自らこれ  
を開眼し給う。上人御往生の後には、偏に生身の思いを為して、朝夕に歸依渴仰

同宿の尼、同像  
を知恩院に送る、  
御影堂木像これ  
なり

す。彼の入道、遂に種々の奇瑞を現わし、往生の素懐を遂げにけり。年来同宿の尼、本国へ帰り下る時、件の真影を知恩院へ送り奉る。当時、御影堂におわします木像これなり。

〔奥書〕

三十七卷新紙数廿三丁

四十八卷繪傳

知恩院  
常住



## 第三十八卷

### 〔第一段〕 詞書

參議兼隆卿、七八年のさきにゆめミ」らく、人ありて、おほきなる雙紙を披見」す、これをミれば、諸人往生をしるせり、」もし法然上人の往生をしるすところや」ある、とみもてゆくに、はるかのおくに、上人」臨終の時は、光明遍照、十方世界、念佛」衆生、攝取不捨の文を誦して、往生し」給へしとしるせり、ゆめさめてのち、人に」かたらず、いまの往生の相に符合のあひた、」信仰のよし申をくる、又、上人往生の前後」に、諸人の瑞夢これおほし、四条京極」の薄師真清ハ、正月十九日の夜、ゆめに、」東山の法然上人の禅房のうへに紫雲」そひけり、人ありて、これハ往生の雲なり、」といふとみる、次の日巳時に、紫雲かの坊の」うへにおほへり、處々にこれを見る、ゆめと」符合す、弟子念阿弥陀佛ハ、同廿三日の」夜、上人往生の紫雲、ならひにしろきひかり」虚空にみち、異香をかくとみる、三條小川の」倍徒、信賢か後家の養女、ならひに仁和寺」の比丘尼西妙は、廿四日の夜、明日午時に」往生し給へしとみて、おとろき、たりて、」終焉にあふ、花蘭の准後の侍女、参河局ハ、」廿四日の

夜のゆめに、上人の住房をミれば、「四方に錦の帳をたれたり、色くあさやかに」して、けふりまたみちミてり、よくくこれを「みれば、けふりにはあらず、すなはち紫雲」なり、上人すてに往生し給へるかとおほえ「てさめぬ、花山院の右大臣家の青侍江内、」ならひに八幡の住人、右馬允時廣か「子息金對丸ハ、同夜に、上人往生の儀を」見て、廿五日の早旦に人々にかたる、天王寺」の松殿法印静尊は、廿五日午刻に、脇息三」よりかゝりて休息し給へるゆめに、上人」往生の時、車の輪のことくなる八輻輪の、」八方のさきことに雑色の幡をかけて、東より」西へゆくに、金色のひかり四方をてらし、天地」にみちくゝて、日光映蔽せらると見たまふ、「一切經の谷の袈裟王丸は、廿五日の夜、童子」玉の幡をさして、千万の僧衆香爐をとり、「上人を圍遶して、西にゆき給とみる、門弟」隆寛律師ハ、初七日にあたりて、一晝夜」の念佛をつとむるに、一人の僧きたりて、「上人ハはや往生傳にいり給へり、とつく」と「みる、すへて諸人の夢想おほしといへとも、「しけきによりて、つふさにしるさす、」

## 釈文

參議藤原兼隆卿、  
夢に法然上人往  
生を記した双紙  
を披見す

參議兼隆卿、七、八年の前に夢見らく、人在りて大きな双紙を披見す。これ

上人往生の前後、  
諸人、瑞夢を見る

四条京極の箔師  
真清

念阿弥陀仏

三条小川、陪從  
信賢の後家の養  
女

仁和寺の比丘尼  
西妙

花園准后の侍女、  
三河局

青侍の江内、八  
幡の右馬允時広  
の子息金剛丸  
天王寺、松殿法  
印

を見れば、諸人往生を記せり。若し、法然上人の往生を記す所やあると、見  
もつて行くに、遙かの奥に、「上人臨終の時は、光明遍照、十方世界、念仏衆  
生、撰取不捨の文を誦して、往生し給うべし」と記せり。夢覚めて後、人に語ら  
ず。今の往生の相に符合の間、信仰の由申し送る。又、上人往生の前後に、諸  
人の瑞夢これ多し。四条京極の箔師真清は、正月十九日の夜夢に、東山の  
法然上人の禪房の上に、紫雲聳けり、人在りて、「これは往生の雲なり」と言  
と見る。次の日巳時に、紫雲彼の坊の上に覆えり。処々にこれを見る。夢と符  
合す。弟子念阿弥陀仏は、同二十三日の夜、上人往生の紫雲、並びに白光  
虚空に満ち、異香を嗅ぐと見る。三条小川の陪從信賢が後家の養女、並びに仁  
和寺の比丘尼西妙は、二十四日の夜、明日午時に往生し給うべしと見て、驚き  
來りて終焉に遭う。花園の准后の侍女、三河局は二十四日の夜の夢に、上人  
の住房を見れば、四方に錦の帳を垂れたり。色々鮮やかにして、煙又満ち満て  
り。能く能くこれを見れば、煙にはあらず、則ち紫雲なり。上人既に往生し給  
えるかと覺えて覚めぬ。花山院の右大臣家の青侍江内、並びに八幡の住人、  
右馬允時広が子息金剛丸は、同夜に上人往生の儀を見て、二十五日の早旦に  
人々に語る。天王寺の松殿法印（静尊）は、二十五日午刻に、脇息に寄り掛

一切経の谷の袈  
裟王丸

隆寛律師

上人、往生伝に  
入り給う

かりて休息し給える夢に、上人往生の時、車の輪の如くなる八輻輪の、八方の  
先毎に雑色の幡を掛けて、東より西へ行くに、金色の光四方を照らし、天地に  
満ち満ちて、日光映蔽せらるると見給う。一切経の谷の袈裟王丸は、二十五日の  
夜、童子玉の幡を差して、千万の僧衆香炉を執り、上人を圍繞して、西に行き  
給うと見る。門弟隆寛律師は、初七日に当たりて、一昼夜の念仏を勤むるに、  
一人の僧来りて、「上人は早や『往生伝』に入り給えり」と告ぐと見る。すべ  
て諸人の夢想多しと雖も、繁きによりて、具さに記さず。

## 〔第二段〕 詞書

上人の住坊の、ひむかしの岸のうへに、「西はれたる勝地あり、ある人これを」相傳  
して、自身の墓所とさためをきけるを、上人入洛の、ち、去年十二月、「かの領主、  
上人に寄進す、券契不、おなし」く寄進状にあひそへてたてまつりけれハ、「源空に  
ゆつりたふは、これ三寶に廻向」せらる、なり、仏うけ給へとて、火中に「なけ入ら  
れぬ、しかるにいま、上人往生」のとき、この地に廟堂をたて、石の「唐櫃をかまへ  
てをさめをきたてまつる、」この地の事をかねて夢に見ける」ともからおほかりけれ  
とも、なにとおもひ」いる、事なくてすきにけるか、いま」上人の墓所となるとき、

不思議のおもひを」なして、面々にゆめをしるしをくれり、かの「地の北の庵室に寄宿せる禅尼、先年の」夢に、天童この地を行道すとみる、又、「かの房主、去年十一月十五日の夜のゆめに、」この地に青蓮花ひらけて、金色の光「か、やくとみる、又、隣家の清信女、同月」の夢に、この地に色／＼の蓮華ひらけて、「おの／＼光をはなち、妙香を薫すとみる、」清水寺の住僧、同月九日の夜の夢に、「夜叉神不群集して、この地をひき、石を」たゝむと見る、別當入道惟方卿の娘或説に、孫云々、「粟田口の禅尼、上人往生の後、二月十三日」の夜の夢に、上人の墳墓にまいりたれハ、「八幡の寶殿なり、御戸をあけたるに、」御正躰まします、傍なる人、その御正躰を「さして、これこそ法然上人よ、といふを」きゝて、信心おこり、身の毛いよたち、あせ」なかるとみる、又、一人の女人、同三月十四日の「夜の夢に、上人の廟堂にまいりたれは、」庭に色／＼の蓮華あり、一人の僧ありて、いまた「ひらけさる蓮花一莖をあたへて、この地に」詣せむものには、この蓮華一莖をあたふ」へし、これ往生人のかすにいるへきしるし」なり、この事あまねく人にしめすへし、と」のたまふ、掌をあはせて、これをうくと「おもひてゆめさめぬ、この夢におとろき」て、かの墳墓にたつねまいるるに、地景と「いひ、廟堂といひ、事の儀すこしも夢に」たかハさりけれハ、信心あさからすして、この「よしを披露するに、まことをいたし、あゆミを」はこふもの、

忌月をむかへて貴賤いちをなし、「亡日をまちて、上下そてをつらねけり、當時、「知恩院といへるこれなり、」

### 釈文

住房東崖地の領主、上人に寄進

廟堂を建つ

夢を記し送る面々

北の庵室寄宿の

禪尼

房主

隣家の清信女  
清水寺住僧

上人の住坊の東の岸の上に、西晴れたる勝地あり。或る人これを相伝して、自身の墓所と定め置きけるを、上人入浴の後、去んぬる年十二月、彼の領主、上人に寄進す。券契等、同じく寄進状に相添えて奉りければ、「源空に譲り賜ふは、これ三宝に廻向せらるるなり。仏受け給え」とて、火中に投げ入れられぬ。然るに今、上人往生の時、この地に廟堂を建て、石の唐櫃を構えて納め置き奉る。この地の事を予て夢に見ける輩、多かりけれども、何と思ひ入るる事なくて過ぎにけるが、今上人の墓所となる時、不思議の思ひを為して、面々に夢を記し送れり。彼の地の北の庵室に寄宿せる禪尼、先年の夢に、天童この地行道すと見る。又、彼の房主、去んぬる年十一月十五日の夜の夢に、この地に青蓮華開けて、金色の光輝くと見る。又、隣家の清信女、同月の夢に、この地に色々の蓮華開けて各々光を放ち、妙香を薫ずと見る。清水寺の住僧、同月九日の夜の夢に、夜叉神等群集して、この地を引き、石を疊むと見る。別当

惟方卿の娘粟田  
口の禪尼  
八幡宝殿の御正  
体は上人

一人の女人

忌月、市をなす  
知恩院

入道惟方卿の娘（或る説には孫と云々）粟田口の禪尼、上人往生の後、二月十三日の夜の夢に、上人の墳墓に参りたれば、八幡の宝殿なり。御戸を開けたるに、御正体まします。傍らなる人、その御正体を指して、「これこそ法然上人よ」と言うを聞きて、信心起こり、身の毛弥立ち、汗流ると見る。又、一人の女人、同三月十四日の夜の夢に、上人の廟堂に参りたれば、庭に色々の蓮華あり。一人の僧在りて、未だ開けざる蓮華一茎を与えて、「この地に詣む者には、この蓮華一茎を与うべし。これ、往生人の数に入るべき験なり。この事あまね人に示すべし」と宣う。掌を合せて、これを受くと思ひて夢覚めぬ。この夢に驚きて、彼の墳墓に訪ね参れるに、地景といい、廟堂といい、事の儀少しも夢に違わざりければ、信心浅からずして、この由を披露するに、誠を致し、歩み運ぶ者、忌月を迎えて貴賤市を成し、亡日を待ちて上下袖を連ねけり。当時、知恩院といえるこれなり。

### 〔第三段〕 詞書

四条堀河に、材木を賣買して、世を「わたるものありけり、その名を堀河の」太郎入道といふ、ふかく上人に歸し、「念佛を信して、上人往生のときは、」廟堂の柱をそた

てまつりける、しかるに」上人の中陰に、ある日の午刻はかりに、「老翁一人、上人

の墳墓にたつねき」たりていはく、我ハこれ西山の樵夫」なり、すきぬる寅時のゆめに、一人の「僧きたりてつけての給はく、法然上人」の墓所堂の柱奉加せる入道、

た、いま」極樂に生す、ゆきて結縁すへしと、「これによりてたつね参するよしを

申、」をきなのつけによりて、僧衆ふゆきて「たつぬるに、かの太郎入道ハ、所勞に」

よりて、この程、東石蔵禅林寺の東なる所に「移住せりと申あひた、をのくかの所へ」

ゆきてたつぬるに、さる事侍り、事の「縁ありてこれに侍つか、上人つねに」かた

はらにましゝて、臨終のちかつく」よしをしめし、念仏をすゝめ給なりとて、「よ

ろこひ侍つか、すきぬるあかつき、すてに」往生をとけ侍ぬると申す、たつねいた

る」僧衆、ならひに老翁、ゆめの告のたか」ハさる事を感じ、上人に繫属結縁の「む

なしからさる事をよろこひて、をのく」なミタをそおとしける、」

### 釈文

堀河の太郎入道  
廟堂の柱を奉る

四糸堀河に、材木を売買して世を渡る者ありけり。その名を堀河の太郎入道  
という。深く上人に帰し、念仏を信じて、上人往生の時は廟堂の柱をぞ奉り  
ける。然るに上人の中陰に、或る日の午刻ばかりに、老翁一人、上人の墳墓



西山の樵夫、上人の墳墓を訪れ、堀河太郎入道の往生に結縁したき旨を申す

東石蔵（禪林寺東）

に訪ね来りて云く、「我はこれ西山の樵夫なり。過ぎぬる寅時の夢に、一人の僧来りて告げて宣わく、法然上人の墓所堂の柱、奉加せる入道、只今極樂に生ず。行きて結縁すべしと。これによりて訪ね参ずる」由を申す。翁の告げによりて、僧衆等行きて尋ぬるに、「彼の太郎入道は、所勞によりてこの程 東石蔵（禪林寺の東）なる所に移住せり」と申す間、各々彼の所へ行きて尋ぬるに、「さる事侍り。事の縁ありてこれに侍りつるが、上人常に傍らにましまして、臨終の近づく由を示し、念仏を勧め給うなりとて、喜び侍りつるが、過ぎぬる暁、既に往生を遂げ侍りぬる」と申す。訪ね到る僧衆、並びに老翁、夢の告げの違わざる事を感じ、上人に繫属結縁の虚しからざる事を喜びて、各々涙をぞ落とける。

〔奥書〕

二十八卷新帛数十九丁

四十八卷繪傳

知恩院  
常住

## 第三十九卷

### 〔第一段〕 詞書

上人臨終のとき、遺言のむねあり、孝養の「ために、精舎建立のいとなみをなすことなかれ、心」さしあらハをのく群集せず、念佛して恩を「報すへし、もし群集あれば、鬭諍の因縁なり、と」の給へり、しかれとも法蓮房、世間の風儀に「順して、念仏のほかの七日くゝの佛事を修すへ」きよし申されければ、諸人これにしたかふ、「

初七日 導師信蓮房」

檀那大宮入道内大臣實宗公、かの諷誦の文云、「

夫以、先師在生のむかし、弟子朝をのかれしゆふへ、「一心の精誠をこらして、十重の禁戒をうく、」かるかゆへに、濟度を彼岸にたのミ、敬て諷誦を「この砌に修す、小善根をきらふ事なかれ、」かならず大因縁たらむ、仍蓮臺の妙果を「かさらむかために、はやく霜鐘の逸韻を」たゝく、  
真名をもちて假名にうつす、  
以下これおなし、

釈文

法然上人臨終の遺言

孝養の為に精舎建立の営みを為す事なかれ

世間の風儀

七日の仏事

初七日

導師信蓮房  
檀那藤原実宗

諷誦文

上人臨終の時、遺言の旨あり。「孝養の為に、精舎建立の営みを為す事な

れ。志あらば、各々群集せず、念仏して恩を報ずべし。若し群集あれば、闘

諍の因縁なり」と宣えり。然れども法蓮房、世間の風儀に順じて、念仏の外の、

七日七日の仏事を修すべき由申されければ、諸人これに従う。

初七日。導師信蓮房

檀那大宮入道内大臣(実宗公)、彼の諷誦の文に云く、

「夫れ以れば、先師在生の昔、弟子朝を逃れし夕べ、一心の精誠を凝らして、

十重の禁戒を受く。かるが故に、濟度を彼岸に馮み、敬いて諷誦をこの砌に修

す。小善根を嫌う事なかれ、必ず大因縁たらむ。仍て蓮台の妙果を飾らむが為

に、早く霜鐘の逸韻を敲く」(真名をもつて仮名に写す。以下これ同じ)。

〔第二段〕 詞書

二七日 導師求佛房

檀那別當入道孫某申

积文

二七日

導師求仏房

檀那別当入道孫

二七日。

導師求仏房

檀那別当入道の孫(某と申せり)

〔第三段〕 詞書

三七日

導師住真房

檀那正信房湛空

誦經物、唐朝王羲之摺本、一紙面十二行、八十餘字書之、

にしへよし、ゆくへき道の、しるへせよ、

むかしもとりの、あとはありけり、

积文

三七日

導師住真房

檀那湛空

三七日。

導師住真房

檀那正信房湛空

誦經物、唐朝王羲之の摺本、一紙面十二行八十餘字之を書す。

西へよし、行くべき道の、標せよ、  
昔も鳥の、跡はありけり、

〔第四段〕 詞書

四七日 導師法蓮房

檀那良清、かの諷誦の文云、

先師、末法万年のはしめにあたりて、弥陀一教のすくれたることをひろむ、智恵  
劍をひきさく、莫耶のほこさきときに「あらず、戒行珠をみかく、摩尼のひかり」  
明をならふ、抑、尊靈逝川にさきたちて、「四七日、遠人來迎の雲をのそむ、新墳に」  
ついて両三度、遺弟酷烈の氣をかく、誠諦の言をおもひて、菩提の願をこふといへ  
とも、「掲焉の旨意敬もて伏膺す、」

釈文

四七日  
導師信空

檀那良清

諷誦文

四七日。  
導師法蓮房

檀那良清、彼の諷誦の文に云く、

「先師、末法万年の初めに当たりて、弥陀一教の優れたる事を弘む。智恵の劍を

提ぐ。莫耶の鋒、利きにあらす。戒行珠を瑩く。摩尼の光明を比ぶ。抑、尊  
靈逝川に先立ちて四七日、遠人來迎の雲を望む。新墳に就いて兩三度、遺弟酷  
烈の氣を開ぐ。誠諦の言を思いて、菩提の願を乞うと雖も、掲焉の旨意敬い  
もつて服膺す」

〔第五段〕 詞書

五七日 導師權律師隆寛

檀那勢觀房源智、かの諷誦の文云、「

彩雲軒をおほふ、ちかく見、とをく見て、來」集す、吳香室にみつ、我き、人き、  
て嗟嘆す、」

釈文

五七日。導師權律師隆寛

檀那勢觀房源智、彼の諷誦の文に云く、

「彩雲軒を覆う。近く見、遠く見て來集す。異香室に満つ。我聞き、人聞きて嗟

嘆す」

五七日  
導師隆寛  
檀那源智  
諷誦文

〔第六段〕 詞書

六七日 導師法印聖覺

檀那慈鎮和尚、かの諷誦の文云、「

佛子、上人存日のあひた、しはく法文を」談し、常に唱導にもちふ、結縁のおもひ」あさからす、済度の願ふかきかことし、「これによりて、今六七の忌辰にあたりて、」いさ、か三敬の諷誦を修す、法衣を」さ、けて、往生の家にをくる、解脱の衣」これなり、法食をまうけて、化城の門に」ほとこす、禅悦の食これなり、然則、聖靈ハ」かの平生の願にこたえて、かならず上品の」蓮臺に生し、佛子は眞實の思によりて、」はやく最初の引撰をえむ、」

釈文

六七日 導師聖覺

檀那慈鎮

諷誦文

六七日。導師法印聖覺

檀那慈鎮和尚、彼の諷誦の文に云く、

「佛子、上人存日の間、屢々法文を談じ、常に唱導に用う。結縁の思い浅からず。済度の願深きが如し。これによりて、今六七の忌辰に当りて、聊か三敬の諷

誦じゆを修しゆす。法衣ほうえを捧ささげて往生おうじやうの家に送おくる、解脱げだつの衣ころもこれなり。法食ほうじきを儲もうけて化城けじやうの門もんに施ほこす、禅悦ぜんえつの食じきこれなり。然しかれば則すなわ、聖靈しやうりやうは彼の平生へいぜいの願がんに応こたえて、必かならず上じやう品の蓮台れんたいに生しやうじ、仏子ぶつしは真実しんじつの思おもひによりて、早はやく最初さいしよの引摺いんじやうを得えむ」

### 〔第七段〕 詞書

七なな日にち 導師だうし三井僧正さいけいそうじやう公胤こういん」

檀那法蓮房信空、かの諷誦の文云、「

先師廿五歳のむかし、弟子十二歳の時、かたしけ」なくも師資の契約をむすひ、ひさしく」五十の年序をつめり、一旦、生死をへたつ、「九廻の腸たえなんとす、北嶺黒谷の草庵」宿せしより、東都白河の禅房にうつりし」にいたるまで、其間撫育の恩といひ、提撕の」志といひ、報謝の思、昊天きハマりなし、「こゝをもて弥陀迎攝一軀の形像をあらハ」し、胎藏金剛兩部の種子を安す、又、妙法」花經八軸を摺寫し、金光明經一部を」書寫して、もちて開眼し、もちて」開題す、一心の懇志、三寶知見し給へ、」

三井の僧正、ねんころに導師をのそみ」申されけるあひた、おもひのほかなる心地」しけるほとに、導師として種々の捧物」を隨身せられたりけり、子細おほつかな」か



りけるに、説法るとき、佛經の讚嘆」をハリてのち、つふさに浄土決疑抄を」やく因縁をのへていはく、今日の唱導」にす、み參する事ハ、ひとへに上人誹謗」の重罪を懺悔せむためなり、上人面談の」ついでに、我宗の大事三箇条、上人の」をしへをもちて、これを決す、門弟と稱」するにたれり、上人一言の智弁を」き、て、下愚三卷の謬書をやくといへとも、」先非をかなしむ涙をさへかたく、後悔」をいたすおもひきえかたし、これによりて、」随分の嗟嘆をさ、けて廟堂に詣し、」慇懃の懺悔をこらしめて寶前に」ひさまつく、弟子まことをいたす、亡魂」こゝろさしをおさめ給へとて、落涙せられ」ければ、聴衆感嘆のこゑ、ひ、きをなし、」諸人随喜のなみた、袖をしほりけり、」

### 釈文

七七日  
導師公胤

檀那信空

七七日。  
導師三井僧正公胤

檀那法蓮房信空、彼の諷誦の文に云く、

「先師二十五歳の昔、弟子十二歳の時、忝くも師資の契約を結び、久しく五十年の年序を積み、一旦、生死を隔つ。九廻の腸絶えなんとす。北嶺黒谷の草庵に宿せしより、東都白河の禪房に移りしに至るまで、其の間撫育の恩とい

三井の僧正、導師を望み申されたのは、上人誹謗の重罪を懺悔せん為なり  
自著浄土決疑抄を焼く因縁を述べ

い、提撕の志こころざし といひ、報謝の思おもい、昊天極まりなし。ここをもつて弥陀迎撰いづく一軀の形像を現あらわし、胎藏・金剛兩部の種子を安んず。又、『妙法華經』八軸を摺写し、『金光明經』一部を書写して、もちて開眼し、もちて開題す。一心いっしんの懇志とくし、三宝知見し給え

三井の僧正、懇ろに導師を望み申されける間、思の外なる心地しける程に、導師として種々の捧物を隨身せられたりけり。子細覚束なかりけるに、説法の時、仏經の讚嘆終わりて後、具に「浄土決疑鈔」を焼く因縁を述べて云く、「今日の唱導に進み参ずる事は、偏に上人誹謗の重罪を懺悔せむ為なり。上人面談の序に、条々の僻事を直され、又、我が宗の大事三箇条、上人の教えをもちて、これを決す。門弟と称するに足れり。上人一言の智弁を聞きて、下愚三卷の謬書を焼くと雖も、先非を悲しむ涙抑え難く、後悔を致す思い消え難し。これによりて、随分の唾嚙を捧げて廟堂に詣し、慇懃の懺悔を凝らして宝前に跪く。弟子、誠を致す。亡魂志を納め給え」とて、落涙せられければ、聴衆感嘆の声、響きを成し、諸人随喜の涙、袖を絞りけり。

三十九卷析番数廿六丁

四十八卷繪傳

知恩院  
常住

## 第四十卷

### 〔第一段〕 詞書

上人かたりての給はく、われ、一向専念の「義をたつるに、人おほく謗していはく、たとひ」諸行を修すといふとも、またく念佛往生のさハ」りとなるへからず、何あなかに一向専念の「義をたつるや、これ偏執の義なりと、かくのこと」くの難をいたすハ、この宗のいはれをしらざる」ゆへなり、經にハ一向専念無量壽佛といひ、尺にハ」一向専念弥陀佛名と判せり、經尺をはなれて、わた」くしにこの義をたてハ、誠にせむるところのかれ」かたし、此難をいたさんとおもハ、先尺尊を謗し、「次に善導を謗すへし、そのとか、またくわか身の」うへにあらず、とそおほせられける、一向専修の義」を破する人おほかりしなかに、蘭城寺の長吏、大貳」僧正公胤、いまた大僧都なりし時、上人を誹謗して、「公胤か見たらん文を、法然房の見ぬハありとも、法然」房の見たる覧事の、公胤かみぬハよもあらしと」自嘆して、浄土決疑抄三卷を記して、選擇集を」破す、則學佛房を使者として、上人の室にをくら」るゝとき、上人、かの使にむかひて、これをひらき見」給に、上卷のハしめに、法花に即往

安樂の文あり、觀經」に讀誦大乘の句あり、讀誦、極樂に往生するににの「さまたけかあらん、しかるに、讀誦大乘の業を廢し」て、た、念佛ハかりを付屬すといふ、これおほきなるあや」まりなりといへり、この文を見たまひて、おハりを「見す、さしをきてのたまはく、この僧都、これほとの人とおもハさりつ、無下の事なりけり、一宗をたつと」き、かれは廢立のむねを存すらんとおもハるへし、」しかるに、法花をもて觀經往生の行にいれらるゝ事、宗」義の廢立をわするゝに似たり、もしよき學生なら」は、觀經ハこれ尔前の教なり、かのなかに法花を撰す」へからず、とそ難せらるへき、今の淨土宗の心ハ、觀經前後」の諸大乘經をとりて、みなことくく往生の行のなかニ」撰す、なんそ法華ひとりもれんや、あまねく撰する心ハ、」念仏に對してこれを廢せんためなり、との給ければ、」使歸てこのよしをかたるに、僧都口をとちて、言説な」かりけり、あるとき、宜秋門の女院中宮にて、一品の宮を」御嬢妊の時、上人ハ御戒の師にめされ、公胤ハ御導師に」參したまひて、參會し給事侍き、御受戒ハてゝ、上人」退出せんとし給に、預きたりて、しハし候ハせ給へ、見」參に入侍らんと、大貳の僧都御房申せと候、と申あひた、」慙祇候し給に、御經供養ハてゝ、僧都きたりて、上人にハ」念佛の事を尋申へけれども、まつ大要なるに」つきて申侍なり、東大寺の戒の四分律にて侍る事ハ、」如何なるいはれにて侍そ、と申

さる、あひた、東大寺の「戒の四分律にてあるへき道理を具に尺したまひ」たりしか  
ハ、僧都かへりて勸て見給けるに、上人申さるゝ「むね、すこしもたかハさりけれハ、  
次の日、又參會の時、」昨日仰られ侍し事とも、誠にさ候けりとして、僧都「以外に上  
人を帰敬したまひ、浄土の法門を談し、」かねて余事にわたる、玄暉をくゑんくゑ、  
と僧都の「申されけれハ、その宗の人の申侍しハ、くゑんうむ、と」「こそ申侍しか、  
暉とかきてこそくゑんとハよみ侍れ、」暉とかきてハうむとこそよみ侍れ、と上人直申  
され「き、惣してかくのこときのあやまりとも、七ヶ條まで」直されたりしかハ、僧  
都退出の、ち、才子にかたられ「けるハ、今日法然房に對面して、七ヶ條の僻事を直  
さ」れたり、常に見參せハ、さいかくハつき侍なん、たつる」ところの浄土の法門、  
聖意に違すへからず、あふきて「信へし、かの上人の義をそしる、これおほきなると  
か」なりとて、則製作の決疑抄三巻をやかれにけり、誠「博覽のいたり、ゆゝしかり  
けりとそほめ申されける、」かの僧正ハ、顯密の達者にて、智行兼備せり、稱美の  
詞、「信をとるにたれるものなり、上人の中陰の唱導を」のそみつとめて、かさねて  
前非を懺悔せられき、ひとへに「上人の勸化に歸し、念仏の行おこたりなくして、建  
保」四年潤六月廿日、春秋七十二、禪林寺のほとりにして「往生をとけられしに、洛  
中洛外紫雲を見、瑞相を」き、て、群集結縁の道俗かすをしらす、寺門の碩徳「顯密

の宗匠なりき、しかれども、善をき、てうつりや」すく、非をあらため信を生して、つるに往生の「素懐をとけられにき、末學偏執のおもひ、むしろ」古賢のあとにハチさらんや、」

### 釈文

専修念仏誹謗のこと

上人語りて宣わく、「我、一向専念の義を立つるに、人多く謗じて云く、仮令諸行を修すというとも、全く念仏往生の障りとなるべからず。何んぞ強ちに一向専念の義を立つるや。これ偏執の義なりと。斯くの如くの難を致すは、この宗の謂れを知らざる故なり。經には一向専念無量壽仏といひ、釈には一向専念弥陀仏名と判ぜり。經釈を離れて私にこの義を立てば、誠に責むる所逃れ難し。此の難を致さんと思わば、先ず釈尊を謗じ、次に善導を謗すべし。その科、全く我が身の上にあらず」とぞ仰せられける。一向専修の義を破する人多かりし中に、園城寺の長吏、大式の僧正公胤、未だ大僧都なりし時、上人を誹謗して、「公胤が見たらん文を法然房の見ぬはありとも、法然房の見たるらん事の、公胤が見ぬはよもあらじ」と自嘆して、『浄土決疑鈔』三巻を記して、『選択集』を破す。則ち学仏房を使者として、上人の室に送らるる時、上人、彼の使いに對

園城寺公胤の誹難

浄土決疑鈔を書き選択集を破す

宜秋門院御懷妊  
のとき、法然上人、戒の師に召  
される

いて、これを開き見給うに、上巻の初めに、『法華』に「即往安樂」の文あり。  
『觀經』に「讀誦大乘」の句あり。讀誦極樂に往生するに、何の妨げかあらん。  
然るに、讀誦大乘の業を廢して、唯、念仏ばかりを付屬すという。これ大きな  
誤りなりといえり。この文を見給いて、終わりを見ず、差し置きて宣わく、「こ  
の僧都、これ程の人と思わざりつ。無下の事なりけり。一宗を立つ時、彼は廢  
立の旨を存ずらんと思わるべし。然るに、『法華』をもつて『觀經』往生の行に  
入れらるる事、宗義の廢立を忘るるに似たり。若し良き学生ならば、『觀經』は  
これ爾前の教えなり、彼の中に『法華』を撰すべからず、とぞ難ぜらるべき。今  
の淨土宗の心は、『觀經』前後の諸大乘經を採りて、皆悉く往生の行の中に撰  
す。何ぞ『法華』独り漏れんや。遍く撰する心は、念仏に対してこれを廢せん為  
なり」と宣いければ、使い歸りてこの由を語るに、僧都口を閉じて、言説なかり  
けり。或る時、宜秋門の女院中宮にて、一品の宮を御懷妊の時、上人は御戒  
の師に召され、公胤は御導師に參じ給いて參会し給う事侍りき。御受戒果てて、  
上人退出せんとし給うに、預來りて「暫し候わせ給え。見參に入り侍らんと、  
大式の僧都御房申せと候」と申す間、暫く祇候し給うに、御經供養果てて、僧  
都來りて、「上人には念仏の事をぞ尋ね申すべけれども、まず大要なるに就きて



上人、公胤の尋ねに應じ、東大寺の戒が四分律である道理を釈す

上人、公胤の七ヶ条の僻事を直す

公胤、浄土決疑抄を焼く

申し侍るなり。東大寺の戒の、四分律にて侍る事は如何なる謂れにて侍るぞ」と申さるる間、東大寺の戒の、四分律にてあるべき道理を具さに釈し給いたりしかば、僧都歸りて、勸えて見給いけるに、上人申さるる旨、少しも違わざりければ、次の日、又参会の時、「昨日仰せられ侍りし事ども、誠にさ候いけり」とて、僧都もつての外に上人を帰敬し給い、浄土の法門を談じ、兼ねて余事にわたる。玄暉を「ぐゑんくる」と僧都の申されければ、「その宗の人の申し侍りしは、『ぐゑんうむ』とこそ申し侍りしか。暉と書きてこそ『くる』とは読み侍れ。暉と書きては『うむ』とこそ読み侍れ」と上人直し申されき。惣じて斯くの如きの誤りども、七ヶ条まで直されたりしかば、僧都退出の後、弟子に語られけるは、「今日法然房に對面して、七ヶ条の僻事を直されたり。常に見参せば、才覚は付き侍りなん。立つる所の浄土の法門、聖意に違すべからず。仰ぎて信ずべし。彼の上人の義を誘る。これ大きな科なり」とて、則ち製作の『決疑抄』三巻を焼かれにけり。「誠に博覧の至り、由々しかりけり」とぞ褒め申されける。彼の僧正は、顕密の達しや、智行兼備せり。称美の詞、信を取るに足れるものなり。上人の中陰の唱導を望み勤めて、重ねて前非を懺悔せられき。偏に上人の勸化に歸し、念仏の行怠りなくして、建保四年閏六月二十日、春秋七

十一二、ぜんりんじ 禅林寺の辺にしておつよう 往生を遂げられしに、らくちゆうらくがい 洛中洛外、しうん 紫雲を見、ずいそう 瑞相を聞きて、ぐんじゆうけちえん 群集結縁のどうそくかす 道俗数を知らず。じもん 寺門のせきとく 碩徳、けんみつ 顕密のそうしやう 宗匠なりき。然れども、ぜん 善を聞きてうつ 移り易く、ひ 非を改めしん 信を生じて、遂におうじやう 往生のそかい 素懐を遂げられにき。未まく 学がく 偏執の思おも い、寧ろこけん 古賢の跡あと に恥は じざらんや。

## 〔第二段〕 詞書

梅尾の明恵上人高弁、摧邪輪三巻を記して、選択「集を破す、上人の門徒こそりて難をくハへしに」よりて、かさねて、莊嚴記といへる一卷の書をつくりて、その難を救すといへとも、義理不相應のあひた、此「書をつくられてのち、いよく名譽をおとされけり、」入道民々卿長房卿ハ、もとより明恵上人に帰したる「人なりけれハ、かの邪輪を信して、高野明遍僧都ニ」みせたてまつらんとし給ける時、僧都、なに文ぞ、と尋申「されけるに、選択集を破したる文なり、と申されけれハ、」我ハ念佛者なり、念仏を破したらん文をハ、手にもとる「へからず、目にも見るへからず、とて返し給にけり、かの「禅門も、のちにハ、選択のいみしき事を聞ひらきて、」かへりて選択に帰して、いつれの文か邪輪なるらんと、」申されけるとなむ、其後、仁和寺の鼻蓮房、かの邪輪を「もちて、明遍僧都にみせたてまつるに、僧都申されけるハ、」

凡立破のみちハ、まつ所破の義をよくく心得てこそ」破するならひなるに、選択集の趣をつやく心えすし」て、破せられたるゆへに、その破さらにあたらざる也、「その中に、吳学吳見をもて、群賊にたとふるを破」せられたるも、これ善導の觀經の疏の文なり、またく」法然房のとかにあらず、おほかた生死をハなれんと思ふ」程の人の、これまで罵詈誹謗せられたる事も心得」かたし、との給へり、かの僧都は、論議決択のみち、日本」才一のほまれありき、ある時、貞慶已講解脫上人是也、澄憲」法印、明遍僧都會合して、われら一族三人、いさ宗論」し侍らん、と申されけるに、澄憲法印筆をとりて、「三論に明遍あり、敵のつるきをとりて敵を害す、「法相に貞慶あり、寸をとへハ寸をこたふ、宗論さらに」かなふへからず、とそか、れたりける、すへて一期の間、「論義につまらず、とそ申つたへ侍る、その評判、無」下にハ侍らしかし、されハ、かの明恵上人、菅宰相」為長卿のもとへおハしたりけるに、摧邪輪の事を」申いたしたりければ、さる事侍しかとも、ひか事」なりけりとおもひなりて、いまハ後悔し侍なり、と」申されけるとなむ、」

### 釈文

梅尾の明恵上人（高弁）、『摧邪輪』三卷を記して『選択集』を破す。上人

梅尾の明恵、摧邪輪を著し、選択集を破す

高野の明遍僧都  
摧邪輪を手にと  
らず

仁和寺の昇蓮房、  
摧邪輪を明遍に  
見せしとき、明  
遍、その破當ら  
ずと評す

解脱房貞慶、澄  
憲法印、明遍僧  
都会合し、宗論  
せんとする

の門徒<sup>もんた</sup>挙<sup>こ</sup>りて難<sup>なん</sup>を加<sup>くわ</sup>えしによりて、重<sup>かさ</sup>ねて『莊嚴<sup>しょうごん</sup>記』といえる一<sup>いつ</sup>巻<sup>ま</sup>の書<sup>しよ</sup>を作りて、その難<sup>なん</sup>を救<sup>ぐう</sup>すと雖<sup>いえど</sup>も、義<sup>ぎ</sup>理<sup>り</sup>不<sup>ふ</sup>相<sup>そう</sup>応<sup>おう</sup>の間<sup>あいだ</sup>、此<sup>こ</sup>の書<sup>しよ</sup>を作<sup>つく</sup>られて後<sup>のち</sup>、愈<sup>いよいよ</sup>々<sup>めい</sup>名<sup>めい</sup>譽<sup>よ</sup>を落<sup>お</sup>とされけり。入<sup>にゅう</sup>道<sup>どう</sup>民<sup>みん</sup>部<sup>ぶ</sup>卿<sup>けい</sup>長<sup>ちやう</sup>房<sup>ぼう</sup>卿<sup>けい</sup>は、元<sup>もと</sup>より明<sup>みやう</sup>惠<sup>え</sup>上<sup>じやう</sup>人<sup>にん</sup>に帰<sup>き</sup>したる人<sup>ひと</sup>なりければ、彼の『邪<sup>じや</sup>輪<sup>りん</sup>』を信<sup>しん</sup>じて、高<sup>こう</sup>野<sup>や</sup>明<sup>みやう</sup>遍<sup>へん</sup>僧<sup>そう</sup>都<sup>と</sup>に見<sup>み</sup>せ奉<sup>たてまつ</sup>らんとし給<sup>たま</sup>いける時<sup>とき</sup>、僧<sup>そう</sup>都<sup>と</sup>、  
「何<sup>なに</sup>文<sup>ぶん</sup>ぞ」と尋<sup>たず</sup>ね申<sup>もう</sup>されけるに、「選<sup>せん</sup>択<sup>たく</sup>集<sup>しゆ</sup>』を破<sup>は</sup>したる文<sup>もん</sup>なり」と申<sup>もう</sup>されければ、  
「我<sup>われ</sup>は念<sup>ねん</sup>仏<sup>ぶつ</sup>者<sup>しや</sup>なり。念<sup>ねん</sup>仏<sup>ぶつ</sup>を破<sup>は</sup>したらん文<sup>もん</sup>をば、手<sup>て</sup>にも取<sup>と</sup>るべからず、目<sup>め</sup>にも見<sup>み</sup>るべからず」とて返<sup>かえ</sup>し給<sup>たま</sup>いにけり。彼<sup>か</sup>の禪<sup>ぜん</sup>門<sup>もん</sup>も、後<sup>のち</sup>には、『選<sup>せん</sup>択<sup>たく</sup>』のいみじき事<sup>こと</sup>を聞<sup>き</sup>き開<sup>ひら</sup>きて、却<sup>かえ</sup>りて『選<sup>せん</sup>択<sup>たく</sup>』に帰<sup>き</sup>して「何<sup>なに</sup>れの文<sup>もん</sup>か、『邪<sup>じや</sup>輪<sup>りん</sup>』なるらん」と申<sup>もう</sup>されけるとなむ。其<sup>そ</sup>の後<sup>のち</sup>、仁<sup>にん</sup>和<sup>わ</sup>寺<sup>じ</sup>の昇<sup>しやう</sup>蓮<sup>れん</sup>房<sup>ぼう</sup>、彼<sup>か</sup>の『邪<sup>じや</sup>輪<sup>りん</sup>』をもちて、明<sup>みやう</sup>遍<sup>へん</sup>僧<sup>そう</sup>都<sup>と</sup>に見<sup>み</sup>せ奉<sup>たてまつ</sup>るに、僧<sup>そう</sup>都<sup>と</sup>申<sup>もう</sup>されけるは、「凡<sup>おほ</sup>そ立<sup>りつ</sup>破<sup>ぱ</sup>の道<sup>みち</sup>は、ま<sup>ま</sup>ず所<sup>しよ</sup>破<sup>ぱ</sup>の義<sup>ぎ</sup>を能<sup>よ</sup>く能<sup>よ</sup>く心得<sup>こころえ</sup>てこそ破<sup>は</sup>する習<sup>なら</sup>いなるに、『選<sup>せん</sup>択<sup>たく</sup>集<sup>しゆ</sup>』の趣<sup>おもむき</sup>をつやつや心得<sup>こころえ</sup>ずして破<sup>は</sup>せられたる故<sup>ゆえ</sup>に、その破<sup>は</sup>更<sup>さら</sup>に當<sup>あ</sup>たらざる也<sup>なり</sup>。その中<sup>なか</sup>に、異<sup>い</sup>学<sup>がく</sup>・異<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>をもつて群<sup>ぐん</sup>賊<sup>ぞく</sup>に譬<sup>たと</sup>うるを破<sup>は</sup>せられたるも、これ善<sup>ぜん</sup>導<sup>どう</sup>の『觀<sup>かん</sup>經<sup>ぎやう</sup>の疏<sup>しよ</sup>』の文<sup>もん</sup>なり。全<sup>ま</sup>つた法<sup>ほう</sup>然<sup>ぜん</sup>房<sup>ぼう</sup>の科<sup>とが</sup>にあらざ大方<sup>おほ</sup>かた生<sup>せい</sup>死<sup>し</sup>を離<sup>はな</sup>れんと思<sup>おも</sup>う程<sup>ほど</sup>の人の、これまで罵<sup>のの</sup>罵<sup>り</sup>誹<sup>ひ</sup>謗<sup>ぼう</sup>せられたる事<sup>こと</sup>も、心<sup>こころ</sup>得<sup>え</sup>難<sup>がた</sup>し」と宣<sup>のたま</sup>えり。彼<sup>か</sup>の僧<sup>そう</sup>都<sup>と</sup>は、論<sup>ろん</sup>議<sup>ぎ</sup>決<sup>けつ</sup>択<sup>たく</sup>の道<sup>みち</sup>、日<sup>にっ</sup>本<sup>ぽん</sup>第<sup>だい</sup>一<sup>いち</sup>の譽<sup>ほま</sup>れありき。或<sup>ある</sup>時<sup>とき</sup>、貞<sup>じやう</sup>慶<sup>けい</sup>已<sup>い</sup>講<sup>かう</sup>（解<sup>げ</sup>脱<sup>だつ</sup>上<sup>じやう</sup>人<sup>にん</sup>是<sup>なり</sup>れ也<sup>なり</sup>）・澄<sup>ちやう</sup>憲<sup>けん</sup>法<sup>ほう</sup>印<sup>いん</sup>・明<sup>みやう</sup>遍<sup>へん</sup>僧<sup>そう</sup>都<sup>と</sup>、会<sup>え</sup>合<sup>ごう</sup>して「我<sup>われ</sup>ら一<sup>いち</sup>族<sup>ぞく</sup>三<sup>さん</sup>人<sup>にん</sup>、

明恵、今は後悔  
すという

いざ宗論し侍らん」と申されけるに、澄憲法印筆を執りて、「三論に明遍在り、敵の剣を取りて敵を害す。法相に貞慶在り、寸を問えば寸を答う。宗論更に叶うべからず」とぞ書かれたりける。「すべて一期の間、論義に詰まらず」とぞ申し伝え侍る。その評判、無下には侍らじかし。されば、彼の明恵上人、菅宰相為長卿の許へおわしたりけるに、『摧邪輪』の事を申し出したりければ、「さる事侍りしかども、僻事なりけりと思ひなりて、今は後悔し侍るなり」と申されけるとなむ。

### 〔第三段〕 詞書

禅林寺の大納言僧都静遍ハ、池の大納言頼盛卿」の息弘法大師の門人なり、はしめハ醍醐の」座主勝憲僧正を師として、小野の流をうけ、「のちにハ、仁和寺の上乗院の法印仁隆にあひて、」廣澤の流をつたへて、事相教相、抜群のほまれ」ありき、浄土門にいれる濫觴を、みつからかたり申」されけるは、世こそりて選擇集に帰し、念佛門」にいるものおほきこえし程に、嫉妬の心を」おこして選擇集を破し、念仏往生の道をふさか」むと思ひて、破文かくへき料紙までと、のへて、選擇」集をひき見るところに、日ころの所案おほきに」相違す、末代悪世の凡夫の出離生死のみちハ、」

ひとへに稱名の行にありけりと見たためにし」かハ、かへりてこの書を賞翫して、自行の指南に「そなふるよしをそ申されける、日来嫉妬の」心を生し給ける事をくひかなしみて、大谷」の墳墓にまうて、なくく悔謝してはいはく、今日」よりは上人を師とし、念佛を行とすへし、聖」靈照覧をたれて先非をゆるし給へ、とそ」くとき申されける、其後綱班を辞し、みつから」心円房と号して、一向念佛せられき、あまさへ」續選択をつくりて、上人の義道を助成し、一偈」をむすひていハく、一期所案極永捨世道理、唯」稱阿弥陀、語嘿常持念と、又、法照禪師の五會法」事讚の、彼佛因中立弘誓、聞名念我物来迎と」いへる七言八句の文を誦して、浄土宗の肝心、この」文なり、とそつねハ申されける、つゝに貞應三年」四月廿日、本意のこたく往生をとけられにけり、」月氏にハ天親菩薩、ハしめ小乗を信して、五百」の論をつくりて、大乘を破せしかとも、後に」改悔の心をおこし、大乘に帰せしかハ、大乘五百」部の論をつくりて、かへりてこれをほめき、晨」旦にハ宋の張丞相、いまた秀才たりし時、ふかく」佛法をそねみて、破法論をつくらむと沉吟せし」とき、何氏方便をめぐらし、邪見の説ともを」よくく見て破すへきなりとて、維摩經三卷」をあたへしかハ、この經を披閱して、ふかく改悔」の心をおこし、護法論をつくりて、かへりて仏教」をたすけき、震旦日域ことなれとも、捨邪歸正の」あと、むかしもかくこそ侍けれ、」

釈文

禅林寺僧都静遍

静遍、浄土門への濫觴

大谷の墳墓で泣く泣く悔謝  
心円房と号す  
統選択を作る

禅林寺の大納言僧都静遍は、池の大納言頼盛卿の息、弘法大師の門人なり。  
 初めは醍醐の座主勝憲僧正を師として、小野の流を承け、後には仁和寺の上  
 乗院の法印仁隆に会いて広沢の流を伝えて、事相・教相、拔群の誉れありき。  
 浄土門に入れる濫觴を、自ら語り申されけるは、「世挙りて『選択集』に歸し、  
 念仏門に入る者多く聞こえし程に、嫉妬の心を起こして『選択集』を破し、念  
 仏往生の道を塞がむと思ひて、破文書くべき料紙まで調べて、『選択集』を引  
 き見る所に、日頃の所案大きに相違す。末代悪世の凡夫の出離生死の道は、偏  
 に称名の行にありけりと見定めにかば、却りてこの書を賞翫して、自行の指  
 南に備うる」由をぞ申されける。日来嫉妬の心を生じ給いける事を悔い悲しみて、  
 大谷の墳墓に詣でて、泣く泣く悔謝して云く、「今日よりは上人を師とし、念仏  
 を行とすべし。聖靈照覧を垂れて、先非を許し給え」とぞ口説き申されける。  
 其の後綱班を辞し、自ら心円房と号して、一向念仏せられき。剰え『統選択』を  
 作りて、上人の義道を助成し、一偈を結びて云く、「二期の所案極まりて、永く  
 世の道理を捨て、唯阿弥陀を称えて、語黙して常に持念す」と。又法照禅師の

『五会法事讚』の「彼の仏、因中に弘誓を立てたまえり。名を聞きて我を念ずれば、惣て来迎せん」と言える七言八句の文を誦して、「浄土宗の肝心、この文なり」とぞ、常は申されける。遂に貞応三年四月二十日、本意の如く往生を遂げられにけり。月氏には天親菩薩、初め小乗を信じて、五百部の論を作りて大乘を破せしかども、後に改悔の心を起こし、大乘に帰せしかば、大乘五百部の論を作りて、却りてこれを褒めき。震旦には宋の張丞相、未だ秀才たりし時、深く仏法を嫉みて、『破法論』を作らむと沈吟せし時、向氏方便を巡らして、「邪見の説どもを能く能く見て破すべきなり」とて、『維摩経』三巻を与えしかば、この経を披閱して、深く改悔の心を起こし、『護法論』を作りて、却りて仏教を助けき。震旦・日域異なれども、捨邪帰正の跡、昔も斯くこそ侍りけれ。

## 〔奥書〕

四十卷新綉数廿一丁

四十八卷繪傳

知恩院  
常住